

広報誌『健保ニュース』冊子配布中止のお知らせ

今後はホームページ上に掲載します

当健保組合の広報誌『健保ニュース』は、印刷物での配布を中止し、今回からホームページ上に掲載することといたしました。いつでもご覧いただけますので、健保組合からのお知らせをご活用ください。

平成25年度決算のお知らせ

平成25年度収入支出決算概要表 <一般勘定>

収入	
科目	25年度決算額
保険料	3,843,919 ^(千円)
国庫負担金収入	1,531
調整保険料収入	45,219
繰越金	413,457
国庫補助金収入	841
財政調整事業交付金	62,573
雑収入	27,533
合計	4,395,073
経常収入合計	3,872,970

決算残金処分内訳	
科目	金額
繰越金	527,972
合計	527,972

支出	
科目	25年度決算額
事務費	22,439 ^(千円)
保険給付費	1,982,805
納付金	1,694,205
前期高齢者納付金	570,989
後期高齢者支援金	947,023
退職者給付拠出金	176,160
老人保健拠出金	33
保健事業費	119,721
財政調整事業拠出金	45,203
連合会費	2,577
その他	151
合計	3,867,101
経常支出合計	3,821,898
収支差引額	527,972
経常収支差引額	51,072

決算基礎数値等 (一般勘定)

- 被保険者数 (年間平均)
9,465人
(男 8,623人、女 842人)
- 被扶養者数 (3月末)
9,623人
- 平均標準報酬月額 (年間平均)
310,149円
(男 322,677円、女 179,888円)
- 総標準賞与額 (年間合計)
4,149,926円
- 平均年齢
41.26歳
(男 41.72歳、女 36.62歳)
- 一般保険料率
97.74/1000
(事業主 48.87/1000
被保険者 48.87/1000)
- 調整保険料率
1.15/1000
(事業主 0.575/1000
被保険者 0.575/1000)

平成25年度収入支出決算概要表 <介護勘定>

収入		
科目	決算額	介護保険第2号被保険者たる被保険者1人当たり額
介護保険収入	453,951 ^(千円)	82,507 ^(円)
繰越金	9,648	1,754
雑収入	4	1
合計	463,603	84,261

支出		
科目	決算額	介護保険第2号被保険者たる被保険者1人当たり額
介護納付金	429,484 ^(千円)	78,060 ^(円)
合計	429,484	78,060

決算基礎数値等 (介護勘定)

- 介護保険第2号被保険者数 (年間平均)
7,317人
- 介護保険第2号被保険者たる被保険者数 (年間平均)
5,337人
- 特定被保険者数 (40～64歳の被扶養者を有する40歳未満または65歳以上の被保険者数) (年間平均)
165人
- 平均標準報酬月額 (年間平均)
332,763円
- 総標準賞与額 (年間合計)
2,582,929円
- 介護保険料率
18.5/1000 (事業主 9.25/1000
被保険者 9.25/1000)

インフルエンザを予防しよう！

インフルエンザは普通のかぜとは違います。インフルエンザウイルスに感染することによって起こり、38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など、全身の症状が急激に現れるのが特徴です。子どもや高齢者、免疫力の低下している人などではまれに重症になることがあるため注意が必要です。

インフルエンザにかからないために

十分な休養と バランスのとれた栄養摂取を

体の抵抗力を高めるために、十分な睡眠と、バランスのとれた食事を心がけましょう。



外出後は手洗いを

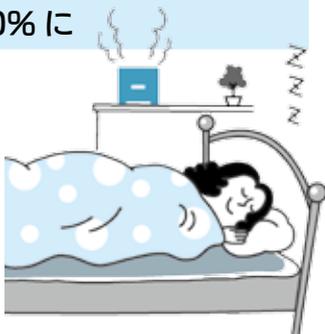
流水と
石けんによる
手洗い

アルコール
による消毒も
効果が高い



湿度を50～60%に

空気が乾燥すると、気道粘膜の防御機能が低下し、インフルエンザにかかりやすくなるため、加湿器などを使って湿度50～60%に。



人混みや繁華街への外出を控えよう

インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や基礎疾患*のある人、妊婦、疲労気味・睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。

人混みに出るときは、マスクを着用し、人混みにいる時間を極力短くしましょう。

*基礎疾患…例えば慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、ぜんそく、慢性心疾患、糖尿病など

インフルエンザ予防接種の費用補助をご利用ください

平成26年10月～平成27年1月31日

- 対象者：被保険者のみ
- 補助額：2,000円（1回分のみ）
- 申請方法：事前申請は必要ありません。医療機関で接種した後、各支店・営業所の総務担当者を通じて「インフルエンザ予防接種補助金申請書」と領収書（原本）を当健保組合にお送りください。申請書は、当健保組合のホームページの「申請書ダウンロード」から印刷できます。





ご家族(被扶養者)も受けてください

特定健診

健保組合は、40～74歳の加入者全員に特定健診を実施し、国に受診率等を報告しています。
この受診率は、被保険者の方に比べご家族(被扶養者)が低い傾向にあります。
ご家族の方も当健保組合が実施する特定健診を受けてメタボリックシンドロームを予防し、家族みんなで健康寿命を延ばしましょう！

こんな誤解はしていませんか？

誤解

その1

去年受けたから、
今年は受けなくていいですね？

毎年、健診を受けることで、体の状態の経年変化がわかります。日々の生活習慣の積み重ねが引き起こすメタボリックシンドロームを予防するためにも、ぜひ毎年受診しましょう。



誤解

その2

現在、通院していて、よく検査を受けているので、健診は受けないつもりです。

特定健診で行うすべての項目を通院先で検査しているとは限りません。当健保組合が実施している特定健診を受けてください。

誤解

その3

子育てや介護で忙しく、
とても健診を受けている時間はありません。
どこも悪くないし…

健診は半日程度で終わります。忙しい方も、ぜひ受けてください。生活習慣病には自覚症状のほとんどない病気もあるため、健診を受けずに気づかないまましていると、知らないうちに悪化してしまうこともあります。

特定健診を
受けること…

病気が
あれば
早期発見

治療期間は
短く

医療費は
安く

健康寿命
が
延びる！

誤解

その4

自治体を実施する
がん検診を受けたから、
十分でしょ？

がん検診では、該当するがんに関する項目しか調べません。特定健診では生活習慣病に関する検査項目を網羅しています。がん検診を受けた方も特定健診を受けましょう。

受診券を送付します

今年度の特定健診をまだ受診されていないご家族の方は、各支店・営業所の総務担当者を通じて「特定健康診査受診券発行申請書」を当健保組合にお送りください。受診券を送付します。

制度についての詳細は
ホームページを
ご覧ください



平成27年
1月から

高額療養費制度の 自己負担限度額等が変わります

医療費の自己負担には限度額があり、それを超えた額は高額療養費として健保組合から支給されます。現在この限度額は、低所得者、一般所得者、上位所得者の3区分に分けて計算されていますが、平成27年1月からは、70歳未満の方については下のように5区分に細分化され、さらに限度額も変更となります。

見直し前		見直し後	
70歳未満	月単位の自己負担限度額	70歳未満	月単位の自己負担限度額
上位所得者 標準報酬月額53万円以上	150,000円+(医療費-500,000円)×1% ※4カ月目からは83,400円	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4カ月目からは140,100円
		標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4カ月目からは93,000円
一般所得者 (上位所得者・低所得者以外)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4カ月目からは44,400円	標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4カ月目からは44,400円
		標準報酬月額26万円以下	57,600円 ※4カ月目からは44,400円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※4カ月目からは24,600円	低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※4カ月目からは24,600円

【高額療養費の算定ルール】…平成27年1月以降も変更はありません

- ①高額療養費の算定は(1)暦上の1ヵ月ごと、(2)1人ごと、(3)各病院ごと(外来・入院別、医科・歯科別)に行われます。
- ②同一月に、同一世帯内で、1件あたり21,000円以上の自己負担が複数あるときは、世帯合算して自己負担限度額を超えた場合には、超えた額が支給されます。
- ③同一世帯内で直近12カ月以内に高額療養費が3回以上支給されている場合は、4回目から限度額が軽減されます。
- ④血友病、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群および人工透析を必要とする慢性腎臓疾患の長期患者は、特定疾病の認定を受けると、医療機関への支払いが1ヵ月10,000円で済みます。
ただし、人工透析を必要とする患者が上位所得者に該当する場合は、自己負担が1ヵ月20,000円になります。



限度額適用認定証の期限は12月で一斉に切れます

医療機関窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いで済む「限度額適用認定証」は、12月に一斉に期限が切れます。12月以降は使用できませんので、ご返却いただくとともに、1月以降に必要な方は再度ご申請ください。

平成27年
1月から

出産育児一時金が変わります

分娩中の事故などで脳性まひとなった場合の経済的負担を補償する「産科医療補償制度」が、平成27年1月から一部改正されます。これに伴い、出産育児一時金も見直されます。産科医療補償制度の掛金が30,000円から16,000円に引き下げとなり、この引き下げ分が出産育児一時金本体に上乗せされ、404,000円となります。これにより出産育児一時金の総額は420,000円のままで、変更はありません。

	平成26年12月31日まで	平成27年1月1日以降
本体	390,000円	404,000円
産科医療補償制度掛金	30,000円	16,000円
合計	420,000円	420,000円

産科医療補償制度の掛金が発生しない場合※のみ、出産育児一時金が14,000円増額され、404,000円となります。

※産科医療補償制度の掛金が発生しない場合…在胎週数22週未満の出産、産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産、海外での出産など